

事務連絡
令和6年4月19日

各 国 立 大 学 法 人
独立行政法人国立高等専門学校機構
各 学 校 法 人
放 送 大 学 学 園
大学を設置する各学校設置会社

高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省高等教育局学生支援課
高等教育修学支援室

文部科学省が担当する機関要件の確認等について

平素より高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年度の機関要件の確認事務の実施については、令和6年3月29日付け事務連絡「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）について」（以下「指針」と略す）でお知らせしているところですが、文部科学省が担当する機関要件の確認については、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

また、高等教育の修学支援新制度では、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校を対象機関とすることとなりますので、同法に基づく確認を受けていない非対象機関である場合においては、入学希望者等に誤解を招かないよう適切な情報発信、募集活動等の徹底をお願いします。

加えて、昨年度から確認している私立学校の理工農系学部・学科の確認については、10. のとおり取り扱うこととし、各大学等からの情報に基づき、文部科学省において確認を行い、機関要件の対象機関の公表と同時期に公表する予定ですので、該当する大学等においては、手続に遺漏なきよう御対応願います。

記

1. 文部科学大臣が確認者となる学校（指針P 1 参照）

区分	設置者	学校の種類
国立	国立大学法人	大学、専門学校
	独立行政法人国立高等専門学校機構	高等専門学校
私立	学校法人	大学、短期大学、高等専門学校
	大学を設置する学校設置会社	大学
	放送大学学園	大学

2. 今後の日程（指針P 5～P 9 参照）

5月 1日（水） 確認（更新）申請書の受理開始

6月 30日（日） 確認（更新）申請書の提出期限

8月下旬以降 確認通知、確認大学等の公表（予定）

- ・ 確認大学等の設置者は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項の規定に基づき、インターネットの利用により確認申請書又は更新確認申請書（様式第2号の1から様式第2号の4までの申請書の部分（様式第2号の4（別紙）を含む）に限る。）を公表することとなっております。
- ・ なお、この公表を実施していない場合、同規定に違反することとなり、大学等における修学の支援に関する法律第15条第1項第6号に基づく確認の取り消しの対象となる可能性があります。
- ・ 確認（更新）申請書を提出の後、遅延なく同申請書をインターネットの利用により公表するよう対応願います。なお、公表に当たっては、外部から見て分かりやすい場所に適切に掲載願います。

3. 確認（更新）申請書及び添付書類の作成

- ・ 指針で示す申請書の様式を用いて、申請書及び添付書類を作成願います。（機関要件の見直しに伴い、昨年度のものから申請書の様式を改訂しています。）
 - * 機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）及び各申請書の様式
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm
- ・ 複数の学校を設置する設置者にあつては、学校ごとに申請書及び添付書類を作成すべきことに留意願います。
- ・ 「機関要件の確認用チェックリスト」（指針P107 参照）に基づき、申請書及び添付書類の内容を十分精査願います。

4. 確認（更新）申請書及び添付書類の提出方法

- ・ 確認（更新）申請書及び添付書類について、昨年度までは、郵送及び電子メールによる提出としていましたが、今年度より、ウェブ上での申請フォームの入力と当省が指定する URL へのアップロードによる申請に変更します。具体的な申請方法については、別紙「確認（更新）申請書及び添付資料の申請方法について」を御確認いただき、適切にアップロード処理を実施してください。
- ・ 複数の学校を設置する設置者にあつては、学校ごとにアップロード処理を実施してください。
- ・ 各設置者でのアップロード処理後、アップロードの状況を確認するため、当室への電話やメール等による問合せは受け付けません。（なお、申請フォームに入力があつて、申請書等のアップロードが確認できない場合は、当省から確認の連絡を行います。）

5. 確認事務の流れ

提出された確認（更新）申請書及び添付書類に不備があつた場合は、設置者に問合せの上、期限を付して補正を求める場合があります。

6. 新規の確認申請に係る事前相談について

新規の確認申請を行うに当たり、申請書作成等の相談を希望される機関を対象に、以下のとおり事前相談を行います。なお、正式な申請に先立って内容面を確認するものであり、正式な申請ではないので御留意ください。

指針全体を熟読の上、確認申請書（案）及び添付書類を作成し、電子メールにて送付願います。

メール送付先：kikanyouken@mext.go.jp（機関要件確認手続問合せメール）
メール件名：○○○○○○○_機関要件確認申請（事前相談）
*○○○○○○○には、学校名を記入願います。
*申請書類の日付は、相談段階においては未記入で構いません。
*6月14日（金）までを事前相談受付期間としますので、期間内に送付願います。
*文部科学省にて内容を確認した後、メール又は電話にて御連絡します。

7. 確認の取り消しについて（指針P118参照）

確認大学等の設置者は、確認大学等が確認要件を満たさなくなったときは、遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出ることとなっています。

更新確認申請を予定する対象機関において、要件を満たさなくなる恐れがある場合（省令で定める基準（大学等の経営基盤関係）に適合しないこととなる見込みがある場合を含む。）には、事前の状況把握のため電子メールにて、その状況等について御連絡願います。

メール送付先：kikanyouken@mext.go.jp（機関要件確認手続問合せメール）
メール件名：○○○○○○○_機関要件確認申請（取消相談）
*○○○○○○○には、学校名を記入願います。
*必ず連絡先（大学名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を記入願います。

8. 「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言を踏まえた記入のお願い

令和3年7月8日に「大学入試のあり方に関する検討会議」において取りまとめられた提言の中で、

- ・ 高等教育の修学支援新制度の機関要件に係る教育活動の情報公表等においても、大学入学者選抜の改善状況や優れた取組が適切に公表され、社会から評価されるようにする方策を講じることが有益と考えられる。

との旨が盛り込まれたことから、既存様式中で当該内容についての任意記入をお願いするものです。

様式第2号の4—①中の「入学者の受入れに関する方針」の欄に、入試に係る取組・改善状況について、該当があれば記載願います。

9. 「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」の提言を踏まえた記入のお願い (今年度より追加)

令和4年12月4日に「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」において取りまとめられた提言の中で、

- ・ 入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等の総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取組について、機関要件の確認申請書の様式に記載事項欄を新たに追加し、こうした取組を実施している場合には各学校が記載することで、情報公開を進め、学生を含む外部の評価を促すこととする。

との旨が盛り込まれたことから、これらの取組を行う学校があれば記載（任意様式）願います。

(8. 9. の参考サイト)

* 高等教育の修学支援新制度ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

トップ>教育>大学・大学院、専門教育>高等教育の修学支援新制度

* 対象となる大学等の要件（機関要件）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm

トップ>教育>大学・大学院、専門教育>高等教育の修学支援新制度>各都道府県・学校法人等事務担当者向け資料>対象となる大学等の要件（機関要件）

(注) 上記のホームページから、「大学等における修学の支援に関する法律・同法施行令・同法施行規則【機関要件の確認事務関係箇所抜粋】」、「確認申請書（様式）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）見え消し版」、「様式参考例」をダウンロードできます。

* 大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月8日）

https://www.mext.go.jp/content/20210707-mxt_daigakuc02-000016687_13.pdf

トップ>政策・審議会>審議会情報>調査研究協力者会議等（高等教育）>大学入試のあり方に関する検討会議>大学入試のあり方に関する検討会議提言

* 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（令和4年12月14日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1417033_00003.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議

* 総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取組

参考：教育未来創造会議第一次提言 本文16～17頁参照

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/teigen.html>

10. 私立学校の理工農系学部・学科の確認について（該当する学校のみ）

令和5年度から確認している私立学校の理工農系学部・学科の確認については、各大学等から必要な情報及び資料を提出いただいた上で、文部科学省において確認を行っています。

- ・ 私立学校の理工農系学部・学科の対象機関リスト（令和6年4月1日現在）において、対象学部・学科に追加・変更がある学校は以下の手続が必要です。
- ・ 昨年度は、郵送及び電子メールによる提出としていましたが、今年度より、当省が指定する URL へのアップロードによる申請に変更します。具体的な申請方法については、別紙「確認（更新）申請書及び添付資料の申請方法について」を御確認いただき、適切にアップロード処理を実施してください。
- ・ 複数の学校を設置する設置者にあつては、学校ごとにアップロード処理を実施してください。
- ・ 各設置者でのアップロード処理後、アップロードの状況を確認するため、当室への電話やメール等による問合せは受け付けません。（なお、申請フォームに入力があつて、申請書等のアップロードが確認できない場合は、当省から確認の連絡を行います。）
- ・ 対象となる理工農系学部等については、8月下旬以降に公表する予定です。

（本件問合せ先）

文部科学省高等教育局学生支援課

高等教育修学支援室 西尾・古閑・今村

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3496、3351）

1～9 について e-mail：kikanyouken@mext.go.jp

10 について e-mail：rikonoukei@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。